

京都府建築物耐震改修促進計画の一部改定（中間案）に対する意見募集結果について

1. 募集期間 平成28年10月17日（月）から平成28年11月13日（日）まで
2. 意見募集の結果 5件（提出者6人）
3. ご意見の要旨とそれに対する府の考え方

項 目	意 見 の 要 旨	府 の 考 え 方
指定道路について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 府としては地震災害時に初動期の対応で広域的な支援を行う道路を今回指定しようとしているが、避難所等の開設や食事等の配布などで中心となる市町村役場や市町村施設への通行確保が必要ではないか。 ○ 今回府の指定をする道路以外に追加延長（別の道路を追加で指定）されることはあるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の計画の改定は、市町村の区域を越えて府の防災拠点施設等を連絡する道路の沿道建築物の耐震化を図り、地震直後の迅速な救助活動や物資輸送等の実施を目指します。まずは、今回指定する道路の沿道建築物の耐震化を推進していこうとするものです。市町村の防災拠点施設への連絡については、各市町村において、今回、府が指定する道路から市町村の防災拠点施設に至る道路を市町村の耐震改修促進計画で指定していただく等、府の計画に連携した取り組みを進めていくよう要請しています。
支援制度について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画では対象建築物の耐震診断について支援するように記載されているが、耐震改修まで実施することに意味がある。地震災害時の救援を待つ府民の命に係わることであるため、耐震改修の補助もしっかりと行政が主体となって実施すべきと思います。（2人） ○ 改修等への支援制度と計画に記載されているが、対象建築物の所有者が実施する診断や改修工事の費用を府が一部負担等することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御意見のとおり本計画は、耐震診断で耐震性を満足していない建築物については、地震時に道路を閉塞しないよう耐震改修等を促進する計画としており、耐震診断の補助制度を創設するとともに、耐震改修の補助制度についても検討していきたいと考えています。
耐震診断及び改修の指導等について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 府の指定する緊急輸送道路沿いで一定の高さや旧耐震の要件を満たす建築物に対して診断・報告の義務化をされるということですが、診断・報告をしなかった場合指導や罰則等を設けることが必要であると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本計画の推進にあたっては、建築物の所有者の方に理解を得て耐震化を進めていくことが必要であると考えております。 まず、所有者の方に計画の重要性を理解していただき、計画で定める期限までに補助制度を活用して耐震診断を行い、結果を報告していただくよう啓発します。さらに、診断結果から耐震性を満足しない建築物については耐震改修の実施を促進します。耐震改修促進法では、診断結果の報告を提出されなかった建築物の所有者の方に対しては、報告の命令や罰則の規定が設けられていますが、耐震化を進めていただくことが本計画の目的であることから、建築物の所有者に理解を求めて耐震化を推進します。